

第2次札幌市子どもの貧困対策計画

令和5～9年度
(2023～2027)

札 幌 市

本計画では、「子供」「こども」が、法令名、既存事業名、組織名等として用いられる場合などを除いて、原則として「子ども」の表記を用いる。

はじめに

子どもたちは、札幌の未来を創るかけがえのない存在です。子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現が望まれます。

札幌市では、様々な要因により困難を抱えている子どもとその家庭を支援するため、平成30年3月に「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に進めてまいりました。

一方、令和3年度に実施した「子どもの生活実態調査」では、困難を抱えている家庭ほど周囲の支えが届きにくいことや、教育・体験機会、学習環境に所得階層の間の差異があることなど、今なお支援を必要とする子どもや家庭が存在することが改めて確認されております。また、令和4年度以降の物価上昇の影響も見過ごすことができません。

こうした課題を踏まえ、このたび、子どもの貧困対策をさらに推進するため、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」を策定いたしました。この計画では、第一に子どもの視点に立って、貧困・困難の背景に様々な社会的要因があることも踏まえながら、社会全体で子どもと家庭を支え、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行ってまいります。

子どもの貧困対策の推進においては、市民の皆さまや、関係機関・地域団体等と連携を図ることが重要と考えておりますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、札幌市子ども・子育て会議や札幌市子どもの権利委員会の委員をはじめ、実態調査にご協力をいただきました皆さま、パブリックコメントに意見を寄せていただいた多くの子どもたちや市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和6年（2024年）3月



札幌市長 秋元克広

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|-----|--------------|---|
| 1 | 計画策定の背景 | 1 |
| (1) | 国の動き | 1 |
| (2) | 北海道の動き | 3 |
| 2 | 計画策定の趣旨等 | 4 |
| (1) | 計画策定の趣旨 | 4 |
| (2) | 計画の位置づけ | 4 |
| (3) | 計画期間 | 5 |
| (4) | 計画とSDGsとの関係性 | 5 |
| (5) | 第1次計画の振り返り | 6 |

第2章 札幌市の子どもの貧困等の現状と課題

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 1 | 子どもの生活実態調査の概要 | 11 |
| 2 | 子どもの生活実態調査の結果（抜粋） | 14 |
| (1) | 世帯の暮らし向き | 14 |
| (2) | 保護者の就業状況 | 19 |
| (3) | 子どもの学習の状況 | 21 |
| (4) | 進学希望や資金 | 23 |
| (5) | 子どもの居場所や体験・経験 | 25 |
| (6) | 保護者の社会的孤立の状況 | 27 |
| (7) | 特に配慮を要する世帯と若者 | 30 |
| 3 | 子どもと家庭の貧困・困難の状況と課題 | 31 |

第3章 札幌市の子どもの貧困対策

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 基本目標 | 33 |
| 2 | 子どもの貧困のとらえ方 | 33 |
| 3 | 計画の対象 | 33 |
| 4 | 施策の展開にあたっての共通の視点 | 33 |
| 5 | 施策の体系 | 35 |

第4章 具体的な施策の展開

| | |
|---|----|
| 基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、 困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進 | 36 |
| 【施策①】 成長段階に応じた切れ目のない相談支援 | 36 |
| 【施策②】 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援 | 40 |
| 【施策③】 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実 | 43 |
| 基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進 | 45 |
| 【施策①】 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援 | 45 |
| 【施策②】 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援 | 50 |
| 【施策③】 健やかな成長を促す体験活動と 子どもの居場所づくりの推進 | 52 |
| 基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進 | 55 |
| 【施策①】 安心して出産・子育てをするための生活支援 | 55 |
| 【施策②】 保護者の就労の安定や自立に関する支援 | 59 |
| 【施策③】 子育て家庭を支える経済支援 | 61 |
| 基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、 支える取組の推進 | 64 |
| 【施策①】 社会的養護を必要とする子どもへの支援 | 64 |
| 【施策②】 ひとり親家庭への支援 | 66 |
| 【施策③】 困難を抱える若者への支援 | 69 |

第5章 計画の推進

| | |
|-----------------------|----|
| 1 計画の推進体制 | 72 |
| (1) 庁内の推進体制 | 72 |
| (2) 様々な主体との連携による計画の推進 | 72 |
| 2 成果指標の設定 | 72 |
| 3 計画の進行管理・評価 | 73 |
| (1) 計画の進行管理 | 73 |
| (2) 附属機関による評価の実施 | 73 |
| 4 計画の見直し | 73 |

参考資料

| | |
|------------------|----|
| 1 附属機関における審議について | 74 |
| 2 パブリックコメント手続き | 77 |